自衛隊就職援護情報ネットワークシステム（ENWS）について

自衛隊就職援護情報ネットワークシステム（ENWS）について

1　ENWSの概要

自衛隊援護協会，援護機関，退職予定自衛官，各幕，求人企業などの間にサービスを構築し，就職援護業務の効率化，利便性向上を図ります。

2　今後の業務予定について

(1) 令和８年１０月１日～：求人企業様のアカウント登録の開始
(2) 令和８年１１月１日～：求人票の登録開始
(3) 令和９年１月４日～：新システムの運用開始

3　現在登録されている求人票について

紹介期限まで有効であり、新たに求人票を登録し直す必要はありません。
なお、同求人票に対する応募希望者が新システムの運用開始後に現れた場合は、新システムへの登録をお願いする場合があります。

4　進捗管理（紹介状の発行、採否通知書の受理等の事務手続き）について

令和８年１２月２８日までに紹介状を発行する場合は、現行通り、書面でのやりとりとなります。
令和９年１月４日以降に紹介状を発行する場合は、書面でのやり取りと新システム上でのやり取りとの２つの方式があります。どちらの方式で行うかは、担当する自衛隊援護機関又は援護協会支部よりご連絡します。

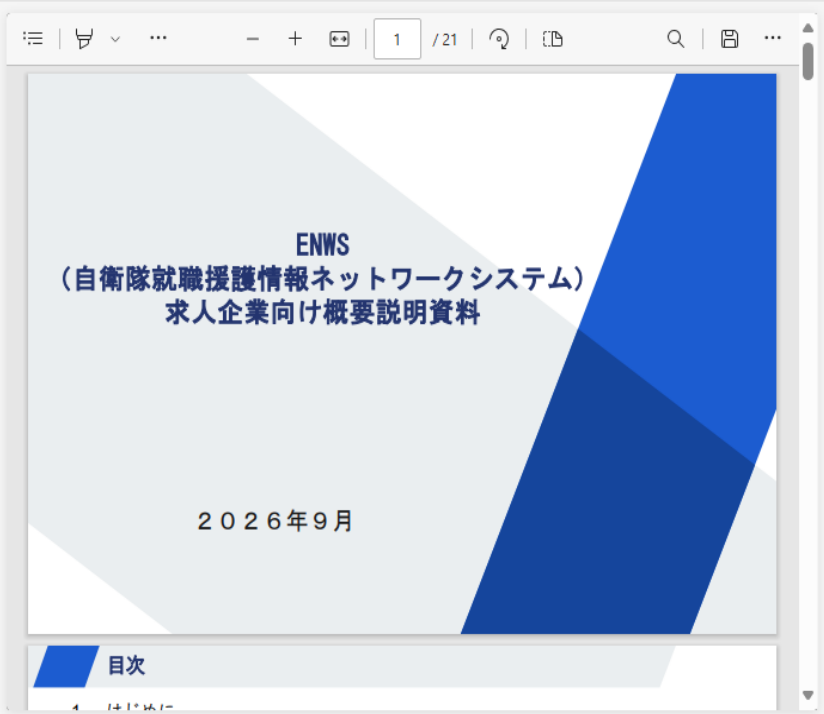
5　人材情報について

システム運用開始までに弊会HP上に表示されている人材情報は、システム運用開始後も、引き続き弊会HP上に掲載します。システム運用開始後の人材情報は、システム上に求職登録をした隊員（令和９年１月以降）について、アカウント登録頂いた企業様にご覧頂くことが出来るようになります。

6　求人お申込みにあたっての注意事項

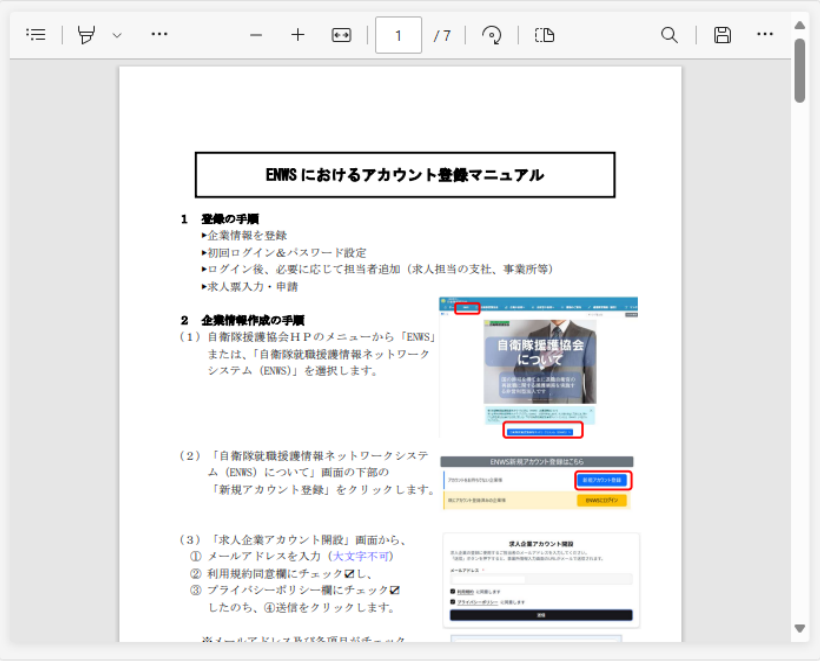
① 求人票の労働条件の明示等についてのお願い
（参考）
「労働者を募集する企業の皆様へ」(厚生労働省、令和2年1月改正)
② 労働条件の的確な表示と虚偽の表示の禁止等についてのお願い
（参考）
「労働者募集のルールが変わります」(厚生労働省、令和4年10月)
③ 派遣求人の場合は、求人受付の際に、必要に応じ、契約書等書面で確認させていただきます。
（参考）
「ハローワークで受け付ける派遣求人等に対する取扱いの更なる徹底について」
(厚生労働省、平成19年9月)

ENWS企業向け説明



PDFダウンロード

ENWSアカウント登録マニュアル



PDFダウンロード

ENWS新規アカウント登録はこちら

※最初に事業所情報等を登録する際は、本社の採用担当者が登録するようにお願いします（支社等におきましては必ず本社の採用担当者に登録してもらうように調整をお願いします）。

※求人票につきましては仮登録も含め11月1日以前は行わないようにお願いします。

アカウントをお持ちでない企業様　新規アカウント登録

既にアカウント登録済みの企業様　ENWSにログイン